

ユニフォーム広告掲示申請、クラブ申請に関して

●ユニフォーム広告掲示申請

ユニフォームに企業などの広告を入れる際には申請が必要になります。

広告として提出できるものは企業名(団体名)又は商品名(サービス名等を含む)とする。なお、これらと一体をなす又はこれらに付随する要素(企業ロゴ、商品や企業のキャッチコピー等)を併記することは許容されるサイズ等、詳細に関してはJFAのユニフォーム規定第6条～第8条をご確認お願いいたします。

URL：https://www.jfa.jp/about_jfa/policy_rule/

※登録に関する規則 ▶ ユニフォーム規定

●クラブ申請とは

日本サッカー協会に登録された同一競技(サッカー・フットサル)の各種別(年代)の複数のチームにより構成された団体で、所属の都道府県サッカー協会とJFAの承認を得たものをクラブとする

クラブは、クラブ内のチーム間において、上の世代の大会に下の年代のチームに所属する選手を移籍手続きなしに出場させることが可能

※各大会での適用については、その大会要項の定めるところによる

クラブとしての条件

- ・同一都道府県サッカー協会の加盟登録チームまたは準加盟チームにより構成
- ・同一競技のチームで構成(サッカーとフットサルにまたがる申請は不可)
- ・異なる年代の複数チームで構成されている
- ・統一的な運営組織を持っている

申請URL：<https://forms.gle/ce6yVUN7fyKSsf578>